

(23) 2004 "Saibankan no Kanyo Saishoni (Minimizing the Judge's Participation for 'Quasi-jury' Deliberations)," Mainichi Shimbun (Mainichi Daily Newspaper), June 2, p.4

## 裁判官の関与最少に

薬害、原発トラブル隠し、機密費詐取、個人・捜査情報漏えい等、大企業や行政・司法官僚の不祥事が後を絶たない。これらの原因として、国民による効果的なチェック・アンド・バランス（抑制と均衡）が欠けていることが挙げ

される。日本国民は政府機關や大企業などを直接チエックするシステムを持たない。

日本で数年後に、国民の直接司法参加を可能にする裁判員制度が始まる。市民司法参加の意義は行政・司法機関、大企業などの一般にいわれる

クをうける。行政や言官も僚に關しても同様である。

報道規制に觸りでも原則的に不要といえる。アメリカでの報道規制に、裁判閉鎖や報道禁止令等があるがメディア界の大きな抵抗を受けることや、一般市民に正しい情報が伝わらない可能性を生み、間違った憶測や偏った情報で世

観的チェックが可能となる。  
今後これらの問題が解決すれば、裁判員制度は国民と行政・司法機関とのチェック・アンド・バランスの中核をなし、日本にとって国際社会の信頼と信用を勝ち得る新しい司法制度になるはずだ。

裁判員だけによる独立評決制も考慮を報道規制せず、公判前に全面証拠開示

ふくらい・ひろし  
1954年生まれ。カリ  
フォルニア大リバ  
ーサイド校社会学部大  
学院修了。同大学東  
京スタディセンター  
所長。英語共著に「人  
種と陪審」。

# 福来 寛一 カリフルニア大学 サンタクルーズ校准教授 (法社会学)

社会的強者の行動を、司法の場でダイレクトにチェックできることである。世界では、一般人が司法参加する制度に陪審制があり、アメリカを含め20カ国以上が導入している。例えば、刑事裁判では裁判官・検察・警察・弁護士など司法部局の活動や行動を直接評価し、民事事件では民間組織・団体が起こした裁判で、最終的に陪審員が事実審理を行い、評決を下す。例えば棄書を起こした企業は陪審裁判を通して、市民のチエッ

裁判官の評決参加は最小限に  
どじめるべきである。市民団  
体や一部の検討会委員が提案  
した11対1の裁判員と裁判官  
の比率も、必ずしもおかしな  
数字ではない。日本では戦前  
15年間、陪審制が十分機能し  
たことを考えれば、裁判官は  
裁判の主宰者に徹し、裁判員  
だけで評決を出す「独立評決  
制」も考慮すべきだ。評決も  
過半数ではなく、全員一致ま

論が形成される危険性も持つ。また裁判員個人のプライバシーの報道は、アメリカと同様に写真を含め公開すべきではない。公判後のインタビュー等においては、裁判員個人の判断に委ねるべきだ。証拠は現行のような限られた被告側への開示ではなく、公判前の全面開示制度を徹底し、検察・弁護側が争点をきちんと事前に整理・提示し、評決していくシステムを導入すべきだ。事前整理が可能となれば、公判期間が短縮し、裁判員